

千葉県告示第929号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり告示します。

その申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、令和2年12月28日までの間、公衆の縦覧に供します。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、令和3年1月15日までに、生活環境保全上の見地からの意見書を市長に提出することができます。

令和2年11月26日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1
J&T環境株式会社
代表取締役 露口 哲男
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
千葉市中央区川崎町10番3
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の焼却施設
- 4 処理する（特別管理）産業廃棄物の種類
(1) 産業廃棄物
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん、処分するために処理したもの
(2) 特別管理産業廃棄物
廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物（廃石綿等、鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。）
- 5 変更内容
焼却施設における排ガスの処理方法（排出口の位置）の変更
- 6 申請年月日
令和2年11月12日

7 申請書等の縦覧場所

(1) 千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階

(2) 千葉市中央区役所地域振興課

千葉市中央区中央4丁目5番1号 きぼーる11階

8 縦覧期間

令和2年11月27日(金)から令和2年12月28日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

9 意見書提出先

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課

電話 043-245-5683

FAX 043-245-5689

Eメール sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp

10 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名 (2) 住所 (3) 生活環境保全上の見地からの意見 (4) 対象事業の申請者

11 意見書の記載方法

日本語で記載すること

12 意見書の提出期限

令和3年1月15日(金)まで